

資料3-1 (小学4年生用)

成田市 子ども・若者意識調査へのご協力のおねがい

このアンケートは、成田市に住んでいる小学4年生・義務教育学校4年生のみなさんのふだんの生活のことや、どんなことを思っているかについて質問します。

みなさんが安心していきいきと暮らせるような成田市をつくるためのアンケートですので、ぜひ、ご協力をねがいます。

令和6年1月

成 田 市

アンケートにあたっての注意

1. アンケートは、自分が思うことを答えてください。おとなの人に見せる必要はありません。
2. このアンケートは、学校の成績には関係ありません。また、学校の先生が、アンケートの答えを確認することはありません。

アンケートの方法

①QRコードを読み取る



1234567

②サイトにアクセスして、質問に答える。1問目の質問には、QRコードの下にある 数字 を入れる

③パソコンやスマホで答えを入れて送信する

アンケートの問い合わせ先

成田市役所 健康子ども部 子育て支援課

電話：0476-20-1538

※学校への問い合わせはできません。

こ い け ん ひょうめい け ん り 子どもが意見を表明する権利

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り と
子どもが意見を表明する権利とは

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り こ ど も け ん り じょうやく じょう きてい
子どもの意見表明権とは、子どもの権利条約第12条において規定されている
じぶん かんけい じゅう じぶん い け ん あらわ け ん り
もので、子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利の
ことです。

きほんほう こ け ん り じょうやく さだ
「こども基本法」や「子どもの権利条約」に定められています。

きほんほう こども基本法

しあわ せいかつ おく しゃかい め ざ きほんてき かんが
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、基本的な考
かた しゃかい ぜんたい かん とりくみ すす
え方をはっきりとさせ、社会全体でこどもに関する取組を進めるためにつくられた
ほうりつ しさく たい とう い け ん はんえい さだ
法律です。第11条で、こどもの施策に対するこども等の意見の反映が定められて
います。

第11条

くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しさく さくてい じっし およ ひょう か
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあた
とうがい しさく たいしょう また よういく もの た
っては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の
かんけいしゃ い け ん はんえい ひつよう そ ち こう
関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

け ん り じょうやく 子どもの権利条約

さべつ もっと いのち まも
「差別のないこと」、「子どもにとって最もよいこと」、「子どもが命を守られ
せいちょう い け ん ひょうめい さんか げんそく
成長できること」、「子どもが意見を表明し参加できること」という4つの原則な
け ん り さだ じょうやく こくさいてき やくそく
ど、子どもの権利を定めている条約（国際的な約束）です。

第12条

ていやくこく じ こ い け ん けいせい のうりよく じどう えいきょう およ
締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす
じこう じゅう じ こ い け ん ひょうめい け ん り かくほ ばあい
すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合にお
じどう い け ん ねんれい およ せいじゅくど したが そうおう こうりょ
いて、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に 従って 相応に考慮されるもの
とする。

成田市 子ども・若者意識調査へのご協力のおねがい

このアンケートは、成田市に住んでいる小学6年生・義務教育学校6年生のみなさんのふだんの生活のことや、どんなことを思っているかについて質問します。

みなさんが安心していきいきと暮らせるような成田市をつくるために行うアンケートですので、ぜひ、ご協力をねがいます。

令和6年1月

成田市

アンケートにあたっての注意

1. アンケートは、自分が思うことを答えてください。おとなの人に見せる必要はありません。
2. このアンケートは、学校の成績には関係ありません。また、学校の先生が、アンケートの答えを確認することはありません。

アンケートの方法

- ①QRコードを読み取る



1234567

- ②サイトにアクセスして、質問に答える。1問目の質問には、QRコードの下にある 数字を入れる

- ③パソコンやスマホで答えを入れて送信する

アンケートの問い合わせ先

成田市役所 健康こども部 子育て支援課

電話：0476-20-1538

※学校への問い合わせはできません。

こ い け ん ひょうめい け ん り 子どもが意見を表明する権利

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り と
子どもが意見を表明する権利とは

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り じょうやくだいい じょう きてい
子どもの意見表明権とは、子どもの権利条約第12条において規定されている
もので、子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利の
ことです。

きほんほう こ け ん り じょうやく さだ
「こども基本法」や「子どもの権利条約」に定められています。

きほんほう こども基本法

しあわ せいかつ おく しゃかい め ざ きほんてき かんが
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、基本的な考
かた しゃかいぜんたい かん とりくみ すす
え方をはっきりとさせ、社会全体でこどもに関する取組を進めるためにつくられた
ほうりつ しさく たい どう い け ん はんえい さだ
法律です。第11条で、こどもの施策に対するこども等の意見の反映が定められて
います。

第11条

くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しさく さくてい じっし およ ひょう か
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあた
とうがい しさく たいしょう また よういく もの た
っては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の
かんけいしゃ い け ん はんえい ひつよう そ ち こう
関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

け ん り じょうやく 子どもの権利条約

さ べ つ もっと いのち まも
「差別のないこと」、「子どもにとって最もよいこと」、「子どもが命を守られ
せいちょう い け ん ひょうめい さんか げんそく
成長できること」、「子どもが意見を表明し参加できること」という4つの原則な
け ん り さだ じょうやく こくさいてき やくそく
ど、子どもの権利を定めている条約（国際的な約束）です。

第12条

ていやくこく じ こ い け ん けいせい のうりよく じどう えいきょう およ
締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす
じこう じゅう じ こ い け ん ひょうめい け ん り かくほ ばあい
すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合にお
じどう い け ん ねんれいおよ せいじゅくと したが そうおう こうりよ
いて、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に 従って 相応に考慮されるもの
とする。

なりたし こども わかもいしきちようさ きょうりよく
成田市 子ども・若者意識調査へのご協力のおねがい

このアンケートは、成田市に住んでいる中学1年生・義務教育学校7年生のみなさんのふだんの生活のことや、どんなことを思っているかについて質問します。

みなさんが安心していきいきと暮らせるような成田市をつくるために行うアンケートですので、ぜひ、ご協力をお願いします。

令和6年1月

成 田 市

アンケートにあたっての注意

1. アンケートは、自分が思うことを答えてください。おとなの人に見せる必要はありません。
2. このアンケートは、学校の成績には関係ありません。また、学校の先生が、アンケートの答えを確認することは、ぜったいにありません。

アンケートの方法

①QRコードを読み取る



1234567

②サイトにアクセスして、質問に答える。1問目の質問には、QRコードの下にある 数字を入れる

③パソコンやスマホで答えを入れて送信する

アンケートの問い合わせ先

なりたしやくしょ
成田市役所

けんこう こどもぶ
健康こども部

こそだ しえんか
子育て支援課

でんわ
電話：0476-20-1538

※学校への問い合わせはできません。

こ い け ん ひょうめい け ん り 子どもが意見を表明する権利

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り と
子どもが意見を表明する権利とは

こ ど も い け ん ひょうめい け ん り じょうやくだいい じょう きてい
子どもの意見表明権とは、子どもの権利条約第12条において規定されている
もので、子どもが自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利の
ことです。

きほんほう こ け ん り じょうやく さだ
「こども基本法」や「子どもの権利条約」に定められています。

きほんほう こども基本法

しあわ せいかつ おく しゃかい め ざ きほんてき かんが
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、基本的な考
かた しゃかいぜんたい かん とりくみ すす
え方をはっきりとさせ、社会全体でこどもに関する取組を進めるためにつくられた
ほうりつ しさく たい どう い け ん はんえい さだ
法律です。第11条で、こどもの施策に対するこども等の意見の反映が定められて
います。

第11条

くにおよ ち ほうこうきょうだんたい しさく さくてい じっし およ ひょう か
国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあた
とうがい しさく たいしょう また よういく もの た
っては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の
かんけいしゃ い け ん はんえい ひつよう そ ち こう
関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

け ん り じょうやく 子どもの権利条約

さ べ つ もっと いのち まも
「差別のないこと」、「子どもにとって最もよいこと」、「子どもが命を守られ
せいちょう い け ん ひょうめい さんか げんそく
成長できること」、「子どもが意見を表明し参加できること」という4つの原則な
け ん り さだ じょうやく こくさいてき やくそく
ど、子どもの権利を定めている条約（国際的な約束）です。

第12条

ていやくこく じ こ い け ん けいせい のうりよく じどう えいきょう およ
締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす
じこう じゅう じ こ い け ん ひょうめい け ん り かくほ ばあい
すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合にお
じどう い け ん ねんれいおよ せいじゅくと したが そうおう こうりよ
いて、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に 従って 相応に考慮されるもの
とする。

【小・義務教育学校4年生・6年生・中学1年生・義務教育学校7年生用調査票】

わかものいしきちょうさ
成田市 子ども・若者意識調査

【答え方】

1. 答えは、質問の後のあてはまる番号に○をつけてください。
2. 質問には、1つの番号を選ぶ場合と、あてはまる番号を複数選ぶ場合と、() の中に数字を記入する場合があります。
3. 「その他」に○をした場合は、() の中に自分が思う答えを書いてください。
4. 答えられない質問や答えたくない質問には、答えなくてかまいません。

①あなた自身について

問1 あなたの性別を教えてください。あてはまる番号1つに○をつけてください

- | |
|---------------------------|
| 1. 男 |
| 2. 女 |
| 3. どちらともいえない・わからない・答えたくない |

問2 あなたが通っている学校・学年を教えてください

- | | |
|----------|----------|
| 1. 小学4年生 | 2. 小学6年生 |
| 3. 中学1年生 | |

問3 現在、あなたが一緒に住んでいる人をすべて選んでください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1. お父さん | 2. お母さん |
| 3. 兄弟姉妹 | 4. おじいさん・おばあさん |
| 5. その他の親せき | 6. その他 () |

問4 あなたと一緒に住んでいる家族は、全部で何人ですか。

() 人 ※あなたを含めて

問5 あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

※インターネットの利用については、のちほどお伺いします

	毎日5時間以上	毎日3～4時間	毎日2時間	週に3～4日	週に1～2日	ぜんぜんしない
(1) ゲームをする（オンラインゲームを除く）	1	2	3	4	5	6
(2) 学習をする（学校の授業以外）	1	2	3	4	5	6
(3) 公園などの外で遊ぶ	1	2	3	4	5	6
(4) 親に代わって家事（洗たく・そうじ・料理・片付けなど）をする	1	2	3	4	5	6
(5) 親に代わって兄弟姉妹の世話をする	1	2	3	4	5	6
(6) 親に代わって家族・親族の介護する	1	2	3	4	5	6

②学校生活と放課後等の過ごし方について

問6 学校の授業が理解できますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|----------------|
| 1. よく理解できる | 2. だいたい理解できる |
| 3. 教科によって理解できないことがある | 4. 理解できないことが多い |
| 5. ほとんど理解できないことがある | |

問7 学校の授業が理解できないとき、誰か聞ける人はいますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

⇒「1」に○をつけた人は、問8へ進んでください

「2」に○をつけた人は、問9へ進んでください

問7で「1」に○をつけた人だけ回答してください。

問8 問7で回答した「聞ける人」は誰ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------|------------|
| 1. 担任の先生 | 2. 担任の先生以外 |
| 3. 塾の先生 | 4. 友だち |
| 5. 家族 | |
| 6. その他（ | ） |

中学1年生・義務教育学校7年生の人だけお答えください。

小学4年生と小学6年生は問11へ進んでください。

問9 あなたは、学校の部活動に参加していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- 1. 参加している
- 2. 参加していない

⇒「2」に○をつけた人は、問10へ進んでください

「1」に○をつけた人は、問11へ進んでください

問9で「2」に○をつけた人だけお答えください。

問10 あなたが部活動に参加していない理由を教えてください。

あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- 1. 学校の勉強をがんばっているから
- 2. 塾や家庭教師、通信教材をがんばっているから
- 3. 習いごとをがんばっているから
- 4. 家族と一緒に過ごす時間を大切にしたいから
- 5. 遊んだり、自分の好きなことをしたりする時間を大切にしたいから
- 6. 一緒にやる友だちがいないから
- 7. お金がかかるから
- 8. 家事や家族のお世話を優先したいから
- 9. その他（）
- 10. わからない・答えたくない

問 1 1 あなたは、平日（学校に行く日）の放課後などの自由な時間を、どこで過ごしますか。1週間のうち、そこで過ごすおおよその日数を教えてください。それぞれ、あてはまる番号 1 つに○をつけてください。

	週に5日 (毎日)	週に3～4 日	週に1～2 日	そこでは まったく過 ごさない
(1) 自分の家	1	2	3	4
(2) おじいさん・おばあさん・親 せきの家	1	2	3	4
(3) 友だちの家	1	2	3	4
(4) 学校(教室・図書室・保健室・ 相談室など)	1	2	3	4
(5) 学校(クラブ活動・部活動)	1	2	3	4
(6) 塾や習いごと、スポーツク ラブ(スポーツ少年団など) の活動の場所	1	2	3	4
(7) 公共施設(子ども館や公民 館、図書館など)	1	2	3	4
(8) 公園などの屋外	1	2	3	4
(9) お店(ゲームセンター・カ ラオケボックス・ネット カフェ・ファストフード 店・ファミレス・コンビニ など)	1	2	3	4
(10) その他 () ↑ () 内に具体的な内容を記載	1	2	3	4

問12 あなたは、平日（学校に行く日）の放課後などの自由な時間を、どこで過ごしたいですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 自分の家
2. おじいさん・おばあさん・親せきの家
3. 友だちの家
4. 学校（教室・図書室・保健室・相談室等）
5. 学校（クラブ活動・部活動）
6. 塾や習いごと、スポーツクラブ（スポーツ少年団など）の活動の場所
7. 公共施設（子ども館や公民館、図書館など）
8. 公園などの屋外
9. お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・ファストフード店・ファミレス・コンビニなど）
10. その他（）

問13 あなたは、ほっとでき、安心していただける場所（「ここに居たい」と感じる場所）はありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 自分の部屋（自分の家）
2. リビングなど家族と一緒にくつろぐ部屋（自分の家）
3. 友だちの家
4. おじいさん・おばあさん・親せきの家
5. 学校の教室
6. 学校の保健室
7. 学校の相談室
8. 学校の図書室
9. 学校のクラブ活動・部活動の場所
10. 公共施設（子ども館や公民館、図書館など）
11. 公園などの屋外
12. 塾や習いごと、スポーツクラブ（スポーツ少年団など）
13. お店（ゲームセンター・カラオケボックス・ネットカフェ・ファストフード店・ファミレス・コンビニなど）
14. 無料で勉強を見くれる場所や、こども食堂など、食事や軽食を無料か安く食べることができる場所
15. 悩みごとの相談にのったり、サポートしてくれたりする場所（電話やオンラインを含む）
16. インターネット空間（SNS、Youtube、オンラインゲームなど）
17. その他の場（ ）
18. ほっとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）はない

問14 ほっとでき、安心していられる場所（「ここに居たい」と感じる場所）とは、どのような場所ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. いつでも行きたいときに行けて、好きなだけいられる場所
2. 一人で過ごせたり、落ち着いてのんびりできたりする場所
3. ありのままでいられる、自分を否定されない場所
4. 好きなものがあったり、好きなことをして自由に過ごせたりする場所
5. 自分の意見や希望を受け入れてもらえる場所
6. 新しいことを学べたり、やりたいことにチャレンジできたりする場所
7. 悩みごとの相談にのってもらえたり、一緒に遊んでくれたりする大人がいる場所
8. 友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所
9. スポーツや外遊びなど体を思い切り動かせる場所
10. 信頼できるスタッフがいる場所
11. いろんな人と出会える場所
12. おとなに指図されたり、強制されたりしない場所
13. 色々なイベントがあり、自分の好きなものに参加できる場所
14. その他（ ）

③インターネットの利用について

問15 あなたは、あなた専用のスマートフォン（スマホ）を持っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 持っている
2. 持っていないが、ほしい
3. 持っていないし、ほしいとも思わない

問16 あなたは、スマートフォン（スマホ）やパソコンなどを使って、1日にだいたい何時間くらいインターネット（SNS・動画サイト・オンラインゲームなど）を利用していますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

（1）平日	（2）休日
1. 0時間以上、1時間より短い	1. 0時間以上、1時間より短い
2. 1時間以上、3時間より短い	2. 1時間以上、3時間より短い
3. 3時間以上、5時間より短い	3. 3時間以上、5時間より短い
4. 5時間以上、8時間より短い	4. 5時間以上、8時間より短い
5. 8時間以上	5. 8時間以上
6. まったく利用していない	6. まったく利用していない

④周囲の人とのかかわりについて

問19 家族・親せきとあなたのかかわりは、どのようなものですか。

それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう 思う	どちらかとい え ば そう 思う	どちらかとい え ば そう 思わない	そう 思わない	あてはまる人 はい ない
(1) 何でも悩みを相談できる人 がいる	1	2	3	4	5
(2) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(3) 他の人には言えない本音を 話せる	1	2	3	4	5

問20 学校で出会った友だち（現在通っている学校やこれまで通っていた学
校の友だちなど）と、あなた現在ののかかわりはどのようなものですか。

それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう 思う	どちらかとい え ば そう 思う	どちらかとい え ば そう 思わない	そう 思わない	あてはまる人 はい ない
(1) 何でも悩みを相談できる人 がいる	1	2	3	4	5
(2) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(3) 他の人には言えない本音を 話せることがある	1	2	3	4	5

問2 1 地域の人（近所の人、学校以外の友だちなど）と、あなたのかかわりはどのようなものですか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(2) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(3) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5

問2 2 インターネット上の人やグループ（実際には会ったことがなかったり、何回か会ったりしたことはあっても、基本的にはインターネット中心の付き合いの人やグループ）と、あなたのかかわりはどのようなものですか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう思う	どちらかといえ ばそう思う	どちらかといえ ばそう思わない	そう思わない	あてはまる人は いない
(1) 何でも悩みを相談できる人がいる	1	2	3	4	5
(2) 困ったときは助けてくれる	1	2	3	4	5
(3) 他の人には言えない本音を話せることがある	1	2	3	4	5

⑤あなたの気持ちや悩みごと・困りごとについて

問23 あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえば、そう思う |
| 3. どちらかといえば、そう思わない | 4. そう思わない |

問24 あなたの最近の身体や心の調子について、それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	いつもある	ときどきある	ごくたまにある	ほとんどない
(1) よくねむれない	1	2	3	4
(2) いつも疲れている感じがする	1	2	3	4
(3) 食欲がわかない	1	2	3	4
(4) 頭痛・頭が重い	1	2	3	4
(5) いらいらする	1	2	3	4
(6) ゆうつになる、気持ちが落ち込む	1	2	3	4
(7) 身体がだるい	1	2	3	4
(8) やる気が出ない	1	2	3	4
(9) 朝起きることができない	1	2	3	4

問25 あなた自身について、次のことがどのくらいあてはまりますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	あてはまる	あてはまる どちらかといえば	あてはまらない どちらかといえば	あてはまらない
(1) 今の自分が好きだ	1	2	3	4
(2) 自分は友だちや親（保護者）など、周りの人から愛されていると思う	1	2	3	4
(3) うまくいくかわからないことにもがんばって取り組む	1	2	3	4
(4) 自分は周りの人の役に立っていると思う	1	2	3	4
(5) 周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれる	1	2	3	4
(6) 自由に使える時間がある	1	2	3	4
(7) 自分の身体や健康を大切にしたいと思う	1	2	3	4
(8) 学校が楽しいと思う	1	2	3	4
(9) 家族のほかに、自分のことを真剣に考えてくれる大人がいる	1	2	3	4

問26 あなたは、次のことをどのくらい感じていますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	まったくなし	ほとんどない	時々ある	よくある
(1)自分には話せる人がいないと感じることがある	1	2	3	4
(2)自分はまわりから取り残されていると感じることがある	1	2	3	4
(3)自分はひとりぼっちだと感じることがある	1	2	4	4

問27 あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 希望がある

2. どちらかといえば、希望がある

3. どちらかといえば、希望がない

4. 希望がない

問28 将来、どの学校まで進学したいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 中学校まで
2. 高校（高等学校）まで
3. 専門学校まで
4. 短大（短期大学）まで
5. 高専（5年制の高等専門学校）まで
6. 大学・大学院まで
7. その他（ ）
8. まだわからない・答えたくない

問29 あなたは、大人になったとき、自分がどのようになっていると思いますか。それぞれ、あてはまる番号1つに○をつけてください。

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない
(1) お金持ちになっている。	1	2	3	4
(2) 自由にのんびり暮らしている	1	2	3	4
(3) 世界で活躍している	1	2	3	4
(4) 多くの人の役に立っている	1	2	3	4
(5) 有名になっている	1	2	3	4
(6) 子どもを育てている	1	2	3	4
(7) 親を大切にしている	1	2	3	4
(8) 幸せになっている	1	2	3	4
(9) 結婚している	1	2	3	4
(10) 出世している（えらくなる）	1	2	3	4
(11) 仲間と仲良くしている	1	2	3	4

問31で「1」に○をつけた人だけお答えください。

問32 あなたが相談したり、悩みを話せる人はだれですか。あてはまる番号
すべてに○をつけてください。

1. 親（保護者）
2. 兄弟姉妹
3. おじいさんやおばあさん、親せき（おじ、おば、いとこなど）
4. 学校の友だち
5. 学校以外の友だち
6. 学校の先生（保健室の先生以外）
7. 保健室の先生
8. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
9. 地域のおとなの人（近所の人、塾や習いごとの先生など）
10. インターネット上（LINE・インスタグラムなど）の知り合い
11. 市役所や保健福祉館の人
12. その他（）

中学１年生・義務教育学校７年生の人だけお答えください。

小学６年生は問３７へ進んでください。小学４年生は問４２へ進んでください。

問３３ あなたは、次の子どもの相談を受けているところの中で、知っているところ、利用したことのあるところがありますか。それぞれ、あてはまる番号１つに○をつけてください。

	知っている		知らない
	利用した ことがある	利用した ことはない	
(１) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員	１	２	３
(２) 成田市家庭児童相談室 (成田市役所２階子育て支援課内)	１	２	３
(３) 成田市教育センター	１	２	３
(４) ふれあいるーむ２１ (成田市教育支援センター内)	１	２	３
(５) 成田市教育相談室 (成田市教育支援センター内)	１	２	３
(６) 成田市子ども１１０番	１	２	３
(７) 子ども家庭１１０番	１	２	３
(８) チャイルドライン千葉	１	２	３
(９) 子どもの人権１１０番	１	２	３
(１０) 親子のためのSNS相談@ちば	１	２	３

【相談を受け付けているところの説明】

(１) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・教育相談員	「心の専門家」であるスクールカウンセラーや「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカー、「子どもの気軽な相談相手」である教育相談員が、学校で様々な相談に応じています。
(２) 成田市家庭児童相談室	子どもや家庭のさまざまな問題の相談に応じています。
(３) 成田市教育センター	教育の相談や就学の相談に応じています。
(４) ふれあいるーむ２１	不登校に関する相談に応じています。
(５) 成田市教育相談室	子どもの生活に関する相談に応じています。
(６) 成田市子ども１１０番	児童虐待に関する相談に応じています
(７) 子ども家庭１１０番	しつけ・教育など相談、児童虐待に関する相談に応じています
(８) 児童相談所 全国共通ダイヤル	児童虐待に関する相談
(９) チャイルドライン千葉	１８歳までの子どもが様々な悩みを相談できる子ども専用の電話相談窓口です。
(１０) 子どもの人権１１０番	いじめや虐待などの相談ができる、子ども専用の電話相談窓口です。
(１１) 親子のためのSNS相談@ちば	子どもが自身の家庭に関する悩みなどをSNSで相談できる窓口です。

問34 あなたは今後、困ったり悩んだりしたとき、問31にあるような相談できるところを利用したいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| 1. 利用したいと思う | 2. どちらかといえば利用したいと思う |
| 3. どちらかといえば利用したいと思
わない | 4. 利用したいと思わない |

⇒「3」「4」に○をつけた人は、問35へ進んでください
「1」「2」に○をつけた人は、問36へ進んでください

問34で「3」「4」に○をつけた人だけお答えください。

問35 あなたが相談できるところを利用したいと思わない理由は何ですか。
あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 相談できる人が身近にいるので、行く必要がないから |
| 2. 相談しても解決できないと思うから |
| 3. 自分ひとりで解決するべきだと思うから |
| 4. だれにも知られたくないことだから |
| 5. 自分が変な人に思われるのではないかと不安だから |
| 6. 自分の欠点や失敗を悪く言われそうだから |
| 7. 相手がどんな人かわからないから |
| 8. 何を聞かれるか不安に思うから |
| 9. いやなこと、できないことをするように言われそうだから |
| 10. 相手にうまく伝えられないから |
| 11. 裏切られたり、失望したりするのがいやだから |
| 12. お金がかかると思うから |
| 13. その他（ ） |
| 14. 特に理由はない、わからない |

問36 あなたは、相談するとしたら、相談先にどのようなことを望みますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 匿名で（自分がだれか知られずに）相談できる
2. 秘密が守られる
3. 自分と同じくらいの年れいの人に相談できる
4. 自分と同じ性別の人に相談できる
5. 専門家の人に相談できる
6. 電話で相談できる
7. SNS（LINE、インスタグラムなど）やメールで相談できる
8. 曜日や時間を気にせず相談できる
9. 相談できる場所が自宅から近い
10. 相談する相手が自宅に来てくれる
11. 無料で相談できる
12. その他（ ）
13. 望むことは特にない

⑥子どもが意見を表明する権利について

中学1年生・義務教育学校7年生、小学6年生の人だけお答えください。

小学4年生は問42へ進んでください。

問37 あなたは、「こども基本法」や「子どもの権利条約」に定められている「**子どもが意見を表明する権利**」（子どもが、自分に関係のあることについて自由に意見を表すことができる権利）のことを知っていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

(※)「こども基本法」や「子どもの権利条約」について、くわしくは、案内文の裏面に書いてあります。

1. よく知っている
2. 少し知っている
3. 聞いたことはある
4. 知らない

問38 あなたは、子どもに関する制度や政策について、思っていることや意見を、成田市（市役所）に伝えたいと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

1. 伝えたいと思う
2. どちらかといえば、伝えたいと思う
3. どちらかといえば、伝えたいと思わない
4. 伝えたいと思わない
5. わからない・答えたくない

⇒「3」「4」に○をつけた人は、問39へ進んでください

「1」「2」「5」に○をつけた人は、問40へ進んでください

問38で「3」「4」に○をつけた人だけお答えください。

問39 あなたが成田市（市役所）に対して自分の意見を伝えたいと思わない理由を教えてください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 1. 意見を伝えても反映されないと思うから | 2. どのように意見を伝えればいいのかわからないから |
| 3. 成田市が何をしているのか、どんな人がいるのかわからないから | 4. 意見を伝えるのが面倒だから |
| 5. 自分の意見に自信がないから | 6. 伝えた意見をどう扱われるかわからないから |
| 7. 意見を伝えるのが恥ずかしいから | 8. 意見を伝えるといやな思いをしそうだから |
| 9. その他
() | 10. 伝えたい意見はない |

問40 あなたは、どんな方法や手段があれば、成田市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 市役所などの市の建物で、対面で伝える |
| 2. 自分の学校で、対面で伝える |
| 3. 公園や子ども館、カフェなどふだん自分が利用する場所で、対面で伝える |
| 4. 電話や通話アプリで伝える |
| 5. 手紙で伝える |
| 6. メールで伝える |
| 7. インターネットのアンケートに答える |
| 8. オンライン（インターネット上）の会議で伝える |
| 9. SNS（LINE、インスタグラム、X（旧ツイッター）など）で伝える |
| 10. その他 () |
| 11. 伝えたい意見はない |

問4 1 あなたは、どんな工夫やルールがあれば、成田市（市役所）に対して、自分の意見を伝えやすいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 匿名で（自分がだれか知られずに）伝えることができる
2. 意見の伝え方や伝える意見のテーマについて、前もって学ぶ機会がある
3. 伝えた意見がどのように扱われるかがわかる
4. 意見を伝える場に、友だちや知り合いと一緒に参加できる
5. 自分の意見を聴く人がどんな人か、前もってわかる
6. 伝えたい内容をうまく引き出してくれる役割の人がいる
7. 意見を伝えるときに、身近な信頼できる人がそばにいる
8. ほかの人の意見も知ることができる
9. 伝えた意見が制度や政策に反映されるところまで関わるることができる
10. 伝えた内容が公開されない（秘密にしてくれる）
11. 自分の意見をほかの人が代弁してくれる
12. 意見を伝える場に、友だちや知り合いがいない
13. 謝礼（お礼のお金）がもらえる
14. その他（）
15. 伝えたい意見はない

問４２ 最後に、家族や学校の先生など周りのおとなの人や成田市（市役所）
に対して、してほしいこと、望む（願い）ことがあれば、自由に書いてください。

質問はこれで終わりです。

最後まで答えていただき、ありがとうございました。